

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町 248 - 4

大和郡山市役所 総務課 管財係

電話 0743-53-1508

FAX 0743-53-1049

2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 大和郡山市庁舎等総合管理業務
- (2) 業務内容 入札仕様書のとおり
- (3) 契約期間 **令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで（36 ヶ月間）**
- (4) 委託場所 奈良県大和郡山市北郡山町 248 - 4 大和郡山市役所
- (5) 入札方法 入札書記載額は、委託期間（36 ヶ月）内における委託料総額（消費税相当額は含まない）を 36 月で除した額（1 ヶ月分の委託料）を記載すること。入札額に 110/100 を乗じた額をもって契約額とします。（1 円未満の端数が出る場合は切り捨て）

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 5 号に定める奈良県知事登録を受けていること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 7 号に定める奈良県知事登録を受けていること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 8 号に定める奈良県知事登録を受けていること。
- ※ (3) においては 8 号登録に換え 1 号、2 号、4 号登録取得者でも可とする。（奈良県知事）
- (4) 警備業法第 4 条第 1 項に規定する奈良県公安委員会の認定を受けていること。ただし、奈良県公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第 11 条の規定による届出を奈良県公安委員会に提出していること。
- (5) プライバシーマーク付与認定又は ISO/IEC27001 及び JISQ27001 認証のいずれかを取得している者。
- (6) 奈良県内に本店、支店または営業所のある法人であること。
- (7) 大和郡山市の令和 7 年度の物品購入・委託業務等業者登録（指名競争入札参加資格者名簿）に登録がなされている者であること。

- (8) 大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録の入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (9) 官公需適格組合等にあつては、その会員及び構成員が当該入札案件について入札参加し、資格確認を受けていないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (12) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (13) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
- ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。
- (14) 次のア～ケに掲げる各業務について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けとしての履行実績として下記③の実績を有していること。なお、契約形態は、各業務一括契約であるか個別契約であるかを問わない。
- ア 日常清掃業務
 - イ 常駐警備業務
 - ウ 建築物環境衛生管理技術者選任業務
 - エ 空気環境測定業務
 - オ ねずみ昆虫防除業務
 - カ 貯水槽清掃業務
 - キ 水質検査業務
 - ク 受付業務又は電話交換業務（ただし、派遣業務は除く。）
 - ケ 地下タンク漏洩検査業務
- ① 対象期間
令和 2 年 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの期間
- ② 対象施設
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物（奈良県内の官公庁物件に限る）とする。

③実績

(1) 上記ア～ケ（警備業務は 24 時間常駐の実績。）の実績と上記ア～キの実績をそれぞれ同一時期に同一施設で履行し、かつ異なる施設での実績とする。

(2) 延床面積 11,500 m²以上の上記アの実績を有すること。

(3) 延床面積 9,000 m²以上の上記ア・イの実績を同一時期に同一施設で履行していること。

・24 ヶ月以上の実績を 1 案件とみなす。（上記、エ～キについては法的根拠に基づく年間回数の履行が確認できる場合は実績とみなす。）

・実績はすべて奈良県内の事業所（本社・支社・営業所等）での契約であること。

・ただし、(2) 及び (3) の条件を満たしていなくても、①の対象期間中に、当該発注案件又は大和郡山市公共施設で同等以上の契約を有する場合には、この限りでない。

(15) 次のア・イに掲げる各業務について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けとしての履行実績として下記③の実績を有していること。また④技術者を配置可能であること。なお、契約形態は、各業務一括契約であるか個別契約であるかを問わない。

ア特定建築物定期検査業務

イ建築設備定期検査業務

① 対象期間

令和 2 年 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの期間

② 対象施設

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物（奈良県内の官公庁物件に限らない）とする。

③ 実績

(1) 延床面積 11,500 m²以上の②の施設について、①の期間中に 1 回以上の実績を有すること。

(2) 実績はすべて奈良県内の事業所（本社・支社・営業所等）での契約であること。

・ただし、(1) 及び (2) の条件を満たしていなくても、①の対象期間中に、大和郡山市公共施設で同等以上の契約を有する場合には、この限りでない。

④ 技術者

一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員資格者の資格を有するものを配置すること。

4. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和 7 年 3 月 28 日（金） 17 時 00 分（必着）

(2) 提出場所 1 に同じ

5. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

令和 7 年 4 月 10 日（木）10 時 00 分

奈良県大和郡山市北郡山町 248-4 大和郡山市役所 3 階 307 会議室

(2) 入札書の提出方法（以下の方法のいずれか）

・入札書を封筒に入れ、書留郵便で令和 7 年 4 月 9 日（水）17 時 00 分まで必着とする。

- ・入札書を封筒に入れ、契約担当部局に令和7年4月9日（水）17時00分までに直接持込で手渡しにて提出し、受領書を受け取ること。（時間厳守）
- （3）郵送で提出する場合の提出方法は、書留郵便に限る。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

- （1）入札保証金 大和郡山市契約規則第4条による。ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。

（入札保証金免除規定）

大和郡山市契約規則（抄）

第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

(1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- （2）契約保証金 大和郡山市契約規則第21条による。ただし、大和郡山市契約規則第22条各号に規定される場合はこれを免除とする。

（契約保証金免除規定）

大和郡山市契約規則（抄）

第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

(1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（省略）

(3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（省略）

- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 支払い条件 入札仕様書によるものとする。
- (6) この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とする。

9. 公契約条例について

- (1) この契約は、大和郡山市公契約条例（平成 26 年 12 月大和郡山市条例第 21 号）第 2 条に規定する公契約に該当する。
- (2) 契約書には、「公契約約款特約条項」を添付する。
- (3) この契約の受注者となった者は、大和郡山市公契約条例、大和郡山市公契約条例施行規則（平成 27 年 3 月大和郡山市規則第 9 号）を遵守し、履行しなければならない。